

日雇派遣・日々職業紹介と損害賠償請求

T社（F社）事件（本号3頁）は、平成24年3月から被告Fに派遣スタッフとして登録して日雇派遣労働者として稼働し、同年9月頃から、被告Tに派遣されて就労し、同年10月からは、被告Fによる職業紹介を受け、被告Tに雇用されて就労していた原告が、被告F及び被告Tに共同不法行為が成立すると主張して、被告らに対し連帯して慰謝料300万円及び遅延損害金を支払うよう求めた事案である。本判決は、被告らの不法行為責任を全面的に否定して、原告の請求を棄却した。

原告は、被告らに共同不法行為が成立する根拠として、①被告らが日雇派遣及び日々職業紹介という形式で原告を労働者として供給しており職安法44条に違反する、②被告らが職安法44条に違反する形式で原告を労働者として供給したことにより原告が受けるべき賃金から中間搾取を行ったことが労基法6条に違反する、③被告らが日雇でない契約期間のある派遣労働者あるいは日雇でない契約期間のある直接雇用労働者として働く権利を侵害した、④原告に即給サービスを利用させ労基法24条1項に違反して原告の賃金から振込手数料を天引きしたことにより原告は振込手数料相当額の損害を被っただけでなく労働者としての人格権を侵害された、⑤被告らは被告Tが人員を確保するために職安法44条に違反して原告を待機させ被告Tで就労できるとの期待を不当に抱かせながら就労できない場合にその機会を奪った、⑥被告らの安全配慮義務違反により両腕部を痛めその治癒を阻害されて心身に苦痛を受けた、⑦被告Fが仕事を一方的にキャンセルしたり変更する等して労働者としての人格権を侵害された、⑧被告Fが原告に意図的に仕事を紹介せず嫌がらせを行いこれにより原告は精神的苦痛を被った等と主張したが、いずれの主張についても不法行為の成立が否定されている。

原告の上記主張のうち①②③は、日雇派遣及び日々職業紹介が法律上認められているものであつたことを前提とすると、あまりにも無理筋

の主張だったように思われる。

即給サービスを利用した場合に給与から天引きされるのは、即給サービスによる金融機関の振込手数料であるし、原告は自分の意思で即給サービスを利用していたのであるから、即給サービスを利用した場合の振込手数料相当額の天引きが労基法24条1項に違反するということもできない（④）。

職安法44条は行政取締法規にすぎず同法違反が直ちに不法行為を構成するものではないし、原告が待機しても被告Tのセンターで就労できない場合があること等を理解していたと認められること等からすれば、被告Tで就労できるとの期待を不当に抱かせながら就労の機会を奪ったとはいえない（⑤）。

下階の住人とのトラブルによる両側手関節痛が記載された診療録が存在すること等からすれば、原告の両腕部の痛みに関し被告らに安全配慮義務違反を認めることはできない（⑥）。原告の職業紹介を停止しなければ、顧客である被告Tとのトラブル等に発展する可能性があったことからすれば、被告Fが原告の職業紹介を停止したことが原告に対する違法な嫌がらせと評価することもできない（⑧）。

本判決は、日雇派遣である以上、派遣先の都合によるキャンセルや就業時間の変更がないとはいえないことは派遣元も派遣社員も理解している事項であると思料されること等を理由として、被告Fによるキャンセル等に関し不法行為の成立を否定している（⑦）。日雇派遣労働者の地位が不安定になることは否めないが、日雇派遣は派遣先の都合によるキャンセル等があり得ることを前提として行われているとの理解を前提とすれば、自然な結論であろう。平成24年10月1日以降は雇用期間が30日以内の日雇派遣が原則禁止された結果、日雇派遣で本件類似の紛争が発生する場面は限定されたが、日々職業紹介において本件類似の紛争が発生する可能性は依然残されているよう思う。

（弁護士・藤田 進太郎）